

第12回新千里東町地域自治協議会理事会会議記録

1. 日時 2013年3月31日(日)10:00~12:10

2. 場所 新千里東町会館2階

3. 出席者

*役員:河野会長・上田副会長・清水千會計

*理事:理事総数18名中、出席者14名(上記役員3名と代理出席者を含む)

矢口・大路・小澤(以上自治会)、安井(福祉)、十河(東丘小学校)、三村(東丘小PTA)、清水博(老人クラブ連絡会)・草場(ダディーズ)

福岡(横山理事代理)・石田(蘆江理事代理)・平野(寺村理事代理)

(欠席理事:市川・蘆江・大矢・横山・下野・寺村・和田) …小澤理事は途中退席

*代議員:石丸・坂上・山田寿

*監事:山地(欠席:高野)

*事務局:武藤・柳原・森岡・山田秀(欠席:清水和・玉富)

*オブザーバー:山本瑞・藤田・林・後藤(以上豊中市)、山本一(街角企画)

4. 議事

(1) 会議記録等の確認

・第11回理事会会議記録について了承された。

(2) 東町の活動拠点(仮称:東町サロン)

・議案書に基づき、検討の経緯等について事務局より説明があった。

・以下のような質疑応答及び意見が開陳された。

*協議会事務所をまず作り、後からサロンの併設を考えるべき。

*適当な場所がないことに問題がある。

*活動拠点の必要性、予算の必要性は分かった。只、ラウンドテーブルは住民の意見を聞く場、集約する場であり、議論する場ではない。理事会が議論する場、その理事会での議論が不十分。しかもラウンドテーブルの出席者の大半が理事であり、同じ意見が二重に記録されていることになる。

*事務局にとって都合の良いところを記録している。議論が尽くせない状態であり、予算化するべき状況ではない。

⇒(事務局)議事録作成において、ラウンドテーブルの議論と理事会の議論はそれぞれの主旨に沿って記録するよう配慮してきた、理解頂きたい。

*この理事会が提案の場、提案の事務所の設置については良としたい。

*自治会に持ち帰らないと賛否の表明は出来ない。

*自治会内が大半無関心であり、持ち帰っても答えは出ないと思う。

*自治会に持ち帰って説明するために本提案の持つメリットを明確にしてほしい。

*地域自治協議会は地域が良くなるためにある、団体が連携しあうことが重要。東町は20年前にコミュニティルームを作った。その理由は、豊中市にあった3ヶ所のコミュニティプラザが市職員を抱えていたため毎年数百万円の費用が発生していたのをやめようとしたことにある。使いにくくなっていることは事実だが工夫すべき。私塾の利用をやめると東町会館の経営が成り立たなくなる。ぼちぼちゆくべきであり議論を重ねることが重要。

⇒(事務局)東町会館の使用に伴う収入はこれまで通り確保される。

塾の2階和室使用の場合は2室のうち奥の15畳を使用、手前の12畳で福祉の子育てサロンのために利用できる。

⇒(事務局)事務局のエゴのように言われているが、準備委員会に始まり2年間、5名乃至

6名の事務局体制をとってきたが、月に1、2回の役員会と資料印刷作業の時に顔合わせはするものの、殆どの作業は事務局それぞれの自宅のパソコンとクラウドコンピューティングで行ってきた。職場のように隣で話していることが聞こえてくるわけではなく、残念ながらお互いの考えていること感じていることがつかめないため、提案や資料のまとめに時間がかかりミスも生じてきた。この間非効率な作業のため深夜まで時間を掛けることが多く、事務局から抜けざるを得ない人も生じつつある、自身あと1年が限度と思っている。次の事務局に入ってくれる人のためには現在のような体制を早急に改善したいと願っている。今回、予算化しないことは事実上次年度は変化がないことになる。事務局体制のために臨時総会開催は現実的ではないからだ。仮にそうなれば、事務局は解体となる可能性があり、理事の中で事務局の担ってきた作業を行っていただくことになる。

⇒(事務局)住民の協議会活動に対する認識が低い、住民の意見を聞いていないとの批判もあるが、会議の出欠や報告を事務局自宅のファクスやメールで行う方法をとらざるを得ず、アンケートの回収方法も曖昧にならざるを得ない状況が一因、住民が誰でもいつでも顔を出し、意見を言い、相談できる場所が必要と考えて提案している。

*事務局から考えるべき。住民の声を聞く場は後日検討すればよい。

*急ぐ必要はない。手続きを踏むべき。年度後半からのスタートも決めるべきではない。只、事務局が必要とは最初から思っていた。コミュニティルームを使い、事務局を設ければよい。人を置くことも良いと思う。

*事務局を作って25年度の活動を進めるべき。本提案については事業とのつながりを示してほしい。

*3点申し上げたい。第1に、次回以降理事会は新しい人になる。事業計画と予算は総会で決定すべき内容であるから、1年経験したよく分かった人が、ここで方針を決める必要がある。団体の長は協議会活動について委任されているのだから、都度団体に持ち帰る必要はない。第2に、コミュニティスクール検討部会が検討しているサロン化は2、3年先になるだろうから、事務局とコミュニティルームは併存させればよい。住民がいつでも集まれ、語らえる場は、近隣センターのような外或いは町に出るべき。第3は、東町会館運営委員会は会館の運営管理が任務であって、会館の在り方は理事会が決定し、これを受ける立場にある。塾の行き先はこれから考えればよいことだ。

*ダディーズも持ち帰って意見を聞いてから答えを出したい。コミュニティルームの利用が第一。街角広場の活用も考えられる。担い手はダディーズにもいる、イベントに参加して探してはどうか。学校内の移動だけで何もかも出来るのが望ましいのでコミュニティルームの活用を検討すべき。只、近隣センターの建替えの担保とするなら理解は出来る。それでも事務局のみとするべき。

*コミュニティスクール検討委員会でコミュニティルームのセキュリティを下げる案も出ている。そちらと斉合せざるべき。事務局の負担の大きいことは重々理解しており、拠点の必要性も分かる。コミュニティルーム、街角広場、他の場所等広く考えるべき。市としても地域住民のボランティアの作業量が大きすぎることを理解すべき。そのためにも縦割りの弊害をなくすことに力を貸して欲しい。

*地域自治の成果を示すことが必要。政治的には事務局確保はした方がよい。近隣センターに置くことでよい。ところで、市の補助金はいつまで継続されるのか？

⇒(豊中市)事業計画を提出すれば補助金の交付はある。この事業は立ち上がり後の期間を限定したものではない。なお、建替えと結びつくものではない。

- *サロンも事務所も必要。事務局で計画して行けばよい。
 - *持ち帰って意見を聞いた結果で議論したい。なお、協議会理事には町に出て多くの人に協議会の話をしてほしい。そうすれば理解が広まる。代議員の座る席を作っておいてほしい。名札を2、3枚用意して欲しい。
 - *拠点は必要。東町会館には使用目的があり、事務所として占有することは問題。コミュニティルームがよいと考える。サロンは既存の街角広場で十分ではないか。
 - *分館内で意見を求めたところ多くの人が1階は収益源、使ってほしくないと言っている。近隣センターの北東角が事務所として最適。ここに事務所を開くべき。
 - *一番必要とする人の意見を聞くことが重要。資料作成も大変だと思う。町の中に作ることに大事。学校は児童の安全を守る点を忘れてはならない。何とか早く進めたい。
 - *本日理事会らしい会議が出来ている。本日方向を決めるべき。1年経験してきたこの事務局メンバーが仕事しやすいように考えることが重要。街角広場、コミュニティルーム、東町会館について自治会役員ですら知らない人が8割を超える。極力分かりやすい場所に事務所を設置することを本日決定して頂きたい。
 - *事務所として東町会館2階和室を検討すべき。
 - *2階は階段を上らねばならず誰でも入りやすい場所ではない。土足入室を可にできるかという問題もある。
 - *東町会館2階和室は、月1回とはいえ子育てサロンとして使用している、再考願いたい。
- ・以上の質疑応答、意見開陳の後、拠点の設置と25年度の予算化について裁決することとなり、次の通り、2案とも多数の賛成により決定した。
 - ① 拠点の設置については、1名の保留以外全員が賛成した。
 - ② 25年度の予算化については、11名が賛成した。(理事総数18名の過半数となった)

(3) 次年度部会と体制の討議

- ・部会の設置につき前回理事会では、広報部会、防災部会以外に東丘版コミュニティスクール検討、拠点整備検討、高齢者問題検討・推進、環境改善推進をそれぞれ独立した部会とすると説明したが、その後、地域づくり計画策定部会を開催し、名称をまちづくり計画策定部会とあらためた上で、本年度と同様1つの部会で4つの課題に取り組むことに修正することを決定した。従って、次年度の部会は、広報部会、防災部会及びまちづくり計画策定部会の3つで進めることとしたいと考えている。
- ・部会の担当理事等は来る4月21日の14時からの会議で新旧理事により役員を互選した後、話し合っ決めて頂きたい。全員で話し合ってまとまりにくいようであれば、前回事務局から提案した4ブロックで話し合うなどして頂きたい。

(4) 連絡

1) 今後の会議日程

4月21日(日) 10:00～12:00 第13回理事会

14:00～16:00 新理事初顔合わせと事前準備会(役員選出等)

5月19日(日) 13:00～16:30 協議会平成25年度総会と平成25年度第1回理事会

2) 事務用備品の活用

前回理事会で承認頂いた事務用備品は全て整った。地域の皆さんに活用してほしいので、利用要領を配布資料の通り定めたので、事前に事務局に申し入れた上で利用頂きたい。

以上